

00520

毎週火、金曜日発行(但休日に  
昭和四年四月十五日発行(三種郵便  
ときは翌日)

# 鳥取県公報

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公  
布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

### 鳥取県規則第二十二号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

- ◆規則 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則
- 職員の職の設置に関する規則の一部を改正す  
る規則
- ◆人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を  
改正する規則
- 職務の等級の分類の基準に関する規則の  
一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部  
を改正する規則
- 職員の勤務時間に関する規則の一部を改  
正する規則

改める。

鳥取県行政組織規程目次第五章中「第十節の二 中海日野川総合開発調査局(第八十四条の五—第八十四条の七)  
第十節の三 鳥取県防災行政連絡所(第八十四条の八—第八十四条の九)」を  
「第十節の二 鳥取県防災行政連絡所(第八十四条の五・第八十四条の六)」に

第六条第二項及び第三項を次のように改める。

2 鳥取県部局設置条例により設けられた部の下に、  
次の上欄に掲げる課、局及び行政考查室を置き、課  
の事務を分掌させるため、それぞれ下欄に掲げる室  
及び係を置き、財政課に主計員を置く。

### 一 総務部

総務管財課	経理室、管理係、財産係、設備係、外事係
広報文書課	広報室、法制係、文書係、監理文教係
企画課	企画係、調査係、開発係、振興係
人事課	人事係、給与係
職員厚生課	厚生係、共済係
財政課	財政係、税制第一係、税制第二係
会計課	給与經理室、収支係、審査係、用度係、国費係
地方課	行政係、振興係、財政係、税務係、消防係
統計課	調査係、産業係、生活統計係、資料係
行政考查室	

### 二 厚生部

厚生援護課	経理室、保護係、福祉係、社会係、調査係、補償
婦人兒童課	母子福祉係、児童係、養護係

林務課	県営林室、林業専門技術室、計画係、造林係、森林組合
水産課	治山係、林産係、普及指導係、林道係、森林組合
農地開拓課	漁政係、指導係、生産係、施設係
耕地課	調整係、農地係、開拓係、經營指導係、移住係
建築課	管理係、土地改良係、開墾建設係、災害係、調査係
検査課	経理室、用地係、建設業係、災害係
道路課	係、保護係、林産係、普及指導係、林道係、森林組合
都市計画課	路政係、補修係、改良係、橋梁係
河港課	砂防係、利水係
砂防課	計画係、建設係
住宅課	水政係、河川改良係、港湾係、防災係
建設計画課	砂防係、利水係
建築課	計画係、建設係、一般營繕係、学校官繕係

### 五 土木部

農業企画課	経理室、構造改善室、専門技術員室、企画係、経営研究係
農業經濟課	農業關係、金融係、農業共済係
農產園芸課	(別に定めるところによる。)失業対策係、職業訓練係
畜産課	畜産關係、和牛係、中小家畜係、酪農係、草地
蚕糸課	蚕業關係、桑絲係

### 四 農林部

保険課	(別に定めるところによる。)業務係、指導係
国民年金課	別に定めるところによる。
衛生課	管理係、医事係、薬事係、食品衛生係、環境衛生係、温泉係
予防課	衛生統計係、衛生施設係、保健係、結核予防係、防疫係
労働課	

### 三 商工労働部

商工課	経理室、金融係、企業係、指導係、監理係、通商係
開発局	
下資源局	
失業保険課	失業対策係、職業訓練係
労政課	労政係、労働福祉係
職業安定課	別に定めるところによる。
観光課	管理係、観光係、施設係
農業課	農業關係、和牛係、中小家畜係、酪農係、草地

### 二 行政組織及び職員の定数に関する事務

- 一 職員の勤務時間その他の給与以外の勤務条件に関する事務
- 二 職員の研修、公務災害補償及び衛生管理に関する事務
- 三 恩給並びに退職年金及び退職一時金に関する事務
- 四 事務能率に関する事務
- 五 職員住宅の管理に関する事務
- 六 地方職員共済組合に関する事務
- 七 職員互助会に関する事務
- 八 自治研修所に関する事務

第八条人事課の項の次に職員厚生課の項を次のように加える。

- 3 前項に掲げるもののほか、林務課県営林室に管理係及び経営係を置く。
- 4 第八条人事課の項中第八号を削り、第九号を第八号とする。
- 5 第八条人事課の項を次のように改める。
- 6 及び経営係を置く。

- 7 第八条人事課の項中第八号を削り、第九号を第八号と及ぶ表彰に関する事務

第八条財政課の項中第三号を削り、第四号を第三号と

し、以下一号ずつ繰り上げる

第八条に行政考査室の項を次のように加える。

行政考査室

一 行政効果の測定に関する事項

二 行政監察に関する事項

第十二条農政企画課の項を次のように改める。

農政企画課

一 農林行政にかかる総合企画及び連絡調整に関する事項

二 農業構造改善に関する事項

三 農畜産物の流通及び関連産業に関する事項

四 農業会議及び農業委員会に関する事項

五 農業經營改善に関する事項

六 農業改良普及事業に関する事項

七 試験研究機関技術総合調整に関する事項

八 農村生活改善に関する事項

九 農事研究グループの育成及び農村青壯年研修に関する事項

する事項

- 十一 部内各課の予算經理及び庶務に関する事項
- 十二 地方農林振興局、農業改良普及所、農業講習所及び経営伝習農場に関する事項
- 十三 その他部内他課の主管に属しないこと

第十二条農政企画課の項の次に農業經濟課の項を次のように加える。

農業經濟課

一 農業協同組合中央会及び農業協同組合の育成指導に関する事項

二 農業金融に関する事項

三 農業災害補償に関する事項

四 第十二条林務課の項を次のように改める。

林務課

一 森林計画に関する事項

二 造林に関する事項

三 林業種苗に関する事項

四 県営苗畠に関する事項

- 五 県営林に関する事項
- 六 森林国営保険に関する事項
- 七 保安林及び林野の保護取締に関する事項
- 八 治山及び地すべり防止（砂防課の主管に属するもの）に関する事項
- 九 林道に関する事項
- 十 林業技術普及に関する事項
- 十一 木材薪炭の生産に関する事項
- 十二 林産物及び特殊林産物に関する事項
- 十三 森林病害虫防除に関する事項
- 十四 林野の火入に関する事項
- 十五 林業金融に関する事項
- 十六 林野の經營指導に関する事項
- 十七 林業団体の指導監督に関する事項
- 十八 鳥獣保護及び狩猟に関する事項
- 十九 林業災害復旧に関する事項
- 二十 木材業者及び製材業者登録に関する事項
- 二十一 林業試験場に関する事項

二十二 その他林業に関する事項

第十三条管理課の項中第一号及び第二号を次のように改める。

一 土地等の収用及び使用に関する事項

二 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関する事項

第三十三条管理課の項中第十三号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 土木工事及びこれに要する資材の入札及び契約に関する事項

十二 収用委員会に関する事項

第十三條中管理課の項の次に検査課の項を次のように加える。

- 一 土木事業執行の指導督励に関する事項
- 二 土木工事の検査に関する事項
- 三 土木工事施行に関する監察に関する事項

00524

5 昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可)

00523

昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可) 4

四 土木工事の施行基準（設計単価及び歩掛を含む。）の作成に關すること

五 土木工事の実施にかかる部内各課及び地方機関の連絡調整に關すること

六 駐車場に關すること

第七十三条砂防課の項を次のように改める。

第六駐車場に關すること

第十三條都市計画課の項に次の二号を加える。

六 駐車場に關すること

第七砂防課の項を次のように改める。

一 砂防に關すること

二 地すべり防止に關すること

三 発電用水利の使用に關すること

四 河川総合開発計画に關すること

五 発電用えん堤に關すること

第六十三条河港課の項を次のように改める。

一 河川及び港湾の維持管理及び工事に關すること

二 海岸保全区域及び運河の維持管理及び工事に關すること

河港課

三 水利（砂防課の主管に屬するものを除く。）に關すること

四 水位及び潮位の観測に關すること

五 水防に關すること

六 具有船舶（他の主管に屬するものを除く。）に關すること

七 渔港の工事に關すること

八 防災建築街区造成法の施行に關すること

第九十三条建築課の項中第十号を次のように改める。

十 宅地造成規制法の施行に關すること

第十三條建築課の項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十一 住宅地区改良法の施行に關すること

第十六條部、課、局、行政考查室、係及び室にそれぞれ次の長を置く。

一 部長

第一河港課

一 河川及び港湾の維持管理及び工事に關すること

二 海岸保全区域及び運河の維持管理及び工事に關すること

河港課

第六十三条河港課の項を次のように改める。

五の二 檢査専門員、副検査専門員及び検査専門員補 上司の命を受け、土木工事の指導検査事務を処理する。

第六十七条第七号中「経理室」を「経理室又は構造改善室」に改める。

第二十条に次の二項を加える。

2 行政考查室員及び検査課員の分担事務は、行政考查室長又は検査課長がこれを定め、そのつ度上司に報告しなければならない。

第三十条第三項中「化学部、産業工芸部、木材工業部」を「化学科、産業工芸科、木材工業科」に改める。

第三十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加える。

十一 農業にかかる各種試験研究の総合調整に關すること。

第三十三条第三項中「庶務係、作物科」を「庶務係、技術連絡室、作物科」に改め、同条第四項中「米子市」を「境港市」に改める。

## 第七十八条の四第一項の表中

鳥取県倉吉地方		鳥取県米子地方		農林振興局	
耕地課	振興課	耕地課	振興課	林業課	林業課
耕地課	振興課	耕地課	振興課	林政係、林業係、施設係	林政係、林業係、施設係
耕地課	管理係、事業係	耕地課	管理係、事業係	庶務係、大山開発調査係	庶務係、大山開発調査係

第五十九条第一項中「中海日野川総合開発調査局」を削る。

第六十条第一項中「主任」を「所長」に改め、同条第六項中「主任」を「駐在所所長」に改める。

第六十九条第二項を次のように改める。

2 児童相談所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称 位置 管 轄 区 域

鳥取県中央児童相談所 鳥取市、鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡

鳥取県倉吉児童相談所 倉吉市、倉吉市、東伯郡

鳥取県米子児童相談所 米子市、米子市、境港市、西伯郡、日野郡

第七十五条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第三項中「栽培部、園芸化学部、病虫部」を「栽培第一科、栽培第二科」に改め、同条第四項中

「岩美郡津ノ井村」を「鳥取市」に改める。

第三十五条第三項中「養豚係、養鶏係及び飼料係」を「養豚科、養鶏科及び飼料科」に改める。

第四十条第三項中「理化学試験部及び細菌検査部」を「理化学試験科及び細菌検査科」に改める。

第四十七条第三項中「及び経営伝習係」を「、経営係及び研修係」に改める。

第四十八条に次の二項を加える。

3 鳥取県立農産加工所に、庶務係及び研究科を置く。

第五十条第三項中「種畜第一係、種畜第二係、種鷄係及び草地飼料係」を「和牛科、乳牛科、草地飼料科及び繁殖科」に改める。

第五十二条第三項中「海洋部、生産化学部」を「海洋科、生産化学科」に改める。

第五十三条第三項中「原蚕桑園科及び蚕糸化学科」を「原蚕桑園科及び蚕糸化学科」に改める。

第五十五条の二第三項中「経営部及び造林部」を「経营科及び造林科」に改める。

第五十七条の表の人事課の項を次のように改める。

職員厚生課	鳥取県自治研修所運営委員会	鳥取県農業試験研究会	鳥取県農業振興審議会	農政企画課
鳥取県農業試験研究会	鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会	鳥取県農業振興審議会

第五十八条第二項中「中海日野川総合開発調査局」を削る。

第七十五条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を

削る。

11 昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可)

00530

昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可) 10

同条第二項中「鳥取県小鴨川用水改良事業所 倉吉市」を

「鳥取県小鴨川用水改良事業所 倉吉市」に改め、「鳥取県大沢排水改良事業所 米子市」を削

る。

第七十八条の五第一項中林業課の項を次のように改め

八 林道に關すること

九 林業技術普及に關すること

十 木材薪炭の生産に關すること

十一 特殊林產物の生産に關すること

十二 森林病害虫防除に關すること

十三 林野の火入に關すること

十四 林野の經營指導に關すること

十五 林業團体の指導に關すること

十六 鳥獸保護及び狩獵に關すること

十七 林業災害復旧に關すること

林業課

- 一 森林計画に關すること
- 二 造林に關すること
- 三 林業種苗に關すること
- 四 県營林に關すること
- 五 森林國營保險に關すること
- 六 保安林及び林野の保護取締に關すること
- 七 治山及び林業に屬する地すべり防止に關すること

鳥取県米子地方

施林振興局

振興課

庶務係、大山開発調査係

林業課

林政係、林業係、施設係

耕地課

管理係、事業係、県營事業係、開墾建設係

中海干拓課

事業係、調整係

に改め、

- 十八 木材業者及び製材業者登録に關すること
- 十九 木炭の検査に關すること
- 第七十八条の五第一項耕地課の項の第三号中「農業水利」を「農業土木」に改め、同条同項耕地課の項中第九号を削る。
- 第七十八条の五第一項耕地課の項の次に中海干拓課の項を次のように加える。

中海干拓課  
中海干拓事業にかかる関係機関の連絡調整に關すること

二 中海淡水化に伴う土地改良事業に關すること

第五章中第十節の二を削り、第十節の三を第十節の二とし、第八十四条の八を第八十四条の五とし、第八十四条の九を第八十四条の六とする。

第九十六条第一項の表中

鳥取県米子土木	鳥取県倉吉土木	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係、建築係
出張所	出張所	庶務課 用地課 工務課	改良係、補修係、河港係
鳥取県米子土木	鳥取県米子土木	庶務課 用地課 工務課	改良係、補修係、河港係

に改める。

鳥取県米子土木	鳥取県倉吉土木	庶務課 用地課 工務課	庶務係、管理係、建築係
出張所	出張所	庶務課 用地課 工務課	改良係、補修係、河港係
大山有料道路係、河港係	大山有料道路係、河港係	改良係、補修係、河港係	改良係、補修係、河港係

の次に次の二号を加える。

十 建築及び住宅行政事務に関する事務（鳥取土木出張所を除く。）

十一 県営住宅の管理事務に関する事務（鳥取、郡家、根雨土木出張所を除く。）

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。（ただし、鳥取県

行政組織規程目次、第八条企画課の項第八号及び第九号、第五十八条第二項、第五十九条第一項並びに第五章中第十節の二及び第十節の三の改正規定は、別に規則で定める日から施行する。

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をこのに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県知事 石破二朗

#### 鳥取県規則第二十三号

一 事務吏員をもつて充てるもの

（一）事務長（二）園長（三）寮長（四）校長（五）総括主計員（六）事務次長（七）主計員（八）久松閣管理者（九）検査指導員（十）身体障害者福祉司（十一）児童福祉司（十二）主事（十三）心理判定員（十四）講師

第三条第一項中「（二十一）水夫」を「（二十一）船員」に改め、同条第二項中「（二）副車庫長」から「（二十四）昇降機手」までを一律繰り下げ、「（一）車庫長」の下に「（一）車庫主任」を加える。

#### 附 則

三 技術吏員をもつて充てるもの

（一）病院長（二）副病院長（三）技術調整員（四）医長（五）薬剤長（六）分場長（七）科長（八）特別研究員（九）副医長（十）総婦長（十一）婦長（十二）地区主任林業改良指導員（十三）船長（十四）機械技師（十五）電気技師（十六）衛生技師（十七）医師（十八）歯科医師（十九）薬剤師（二十）レントゲン技師（二十一）看護婦（二十二）助産婦（二十三）保健婦（二十四）歯科衛生士（二十五）歯科技工士（二十六）理察師（二十七）栄養士（二十八）機能回復訓練員（二十九）商工技師（三十）職業指導員（三十一）農林技師（三十二）研究員（三十三）普及指導主事（三十四）教婦（三十五）

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

#### （吏員の職）

第二条 吏員の職は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てるもの

（一）部長（二）次長（三）所長（四）局長（五）課長（六）行政検査員（七）検査専門員（八）院長（九）館長（十）場長（十一）室長（十二）主査（十三）農業構造改善員（十四）課長補佐（十五）局長補佐（十六）副行政検査員（十七）副検査専門員（十八）行政連絡員（十九）企業診断員（二十）商務員（二十一）主任（二十二）係長（二十三）行政検査員補（二十四）企業診断員補（二十五）検査専門員補

#### （事務吏員をもつて充てるもの）

（一）事務吏員をもつて充てるもの

（一）木炭検査員（三十六）水産技師（三十七）機関長（三十八）機関士（三十九）航海士（四十）通信士（四十二）営農指導員（四十二）土木技師（四十三）建築技師

この規則は、公布の日から施行する。

# 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を

## 改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第三号中「主任」を「科長」に改め、同条第四号中「所長」を「所長、科長」に改め、同条第五号及び第六号中「係長」を「科長」に改め、同条第七号、第八号、第九号及び第十号中「主任」を「科長」に改め、同条第十二号中「館長補佐」を削る。

第四条第一項第一号中「室長」を「室長、副医長」に

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則

改め、同条同項第四号中「医師」を「所長、医師及び歯科医師」に改める。

第四条第二項第一号中「薬剤師」を「レントゲン主任、薬剤師」に改め、同条同項第二号中「レントゲン技師」を「レントゲン主任、レントゲン技師」に改め、同条同項第三号中「薬剤師」を「レントゲン主任、薬剤師」に改め、同条同項第四号中「所長」を「所長、次長」に改める。

00534

(第3種郵便  
物認可)

15 昭和38年5月1日 水曜日、鳥取県公報(号外) 第45号

00533

(第3種郵便  
物認可)

14

昭和38年5月1日 水曜日、鳥取県公報(号外) 第45号

## 鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

## 鳥取県人事委員会規則第八号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 行政職給料表等級別区分表

組織名	等級	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級
職名		職名	職名	職名	職名	職名	職名
行政考査員	課長	主査	副局長	課長	副局長	課長	副局長
農業構造改善員	室長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
専門技術員	室長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
検査専門員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
技術調整員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
農業構造改善員	広報	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
企画調整室長	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
県営林室長	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
専門技術員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
船長	監理官						

別表第一を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

## 別表第一 行政職給料表等級別区分表

組織名	等級	一等級	二等級	三等級	四等級	五等級	六等級
職名		職名	職名	職名	職名	職名	職名
行政考査員	課長	主査	副局長	課長	副局長	課長	副局長
農業構造改善員	室長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
専門技術員	室長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
検査専門員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
技術調整員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
農業構造改善員	広報	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
企画調整室長	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
県営林室長	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
専門技術員	長	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官	監理官
船長	監理官						

17 昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可)

昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可) 16

保健所	内職公共職業補導所	労政事務所	婦人相談所	整肢学園	保育専門学院	養成学校	皆善学園	積善学園	児童相談所	身体障害者更生指導所	精神薄弱者更生相談所
				院	園	校	園	園	所		
				長	長	長	長	長	長		
(課 つてあてる職 長)	所	所	所	次	次	次	主	係	係	係	係
(事務史 つてあてる職 長)	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

自治研修所	東京事務所	県税事務所	福祉事務所	中海日野川総合開発調査局	母来寮	印刷所	東京事務所	自治研修所	副検査専門員
					寮	所	所	所	商務員
					長	長	長	長	機械技術主任
					長	長	長	長	久松閣管理者
					課	次	長	課	建築技術主任
					長	長	長	長	事務連絡員
					司	司	司	司	久松閣管理者
					精神薄弱者福祉	身体障害者福祉	察	指	事務連絡員
					長	長	長	長	事務連絡員
					"	"	"	"	事務連絡員
					"	"	"	"	事務連絡員

境港水産会館	水産試験場	林業試験場	大山観光会館	物産館	計量検定所	工業試験場	農業試験場	蚕業指導所	繭検定所	大阪事務所	長次長	所長	農業改良普及所	果樹試験場	
場長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	所長	長神戸貿易事務所長	次長	長	主幹	庶務係長	
船務係長	庶務係員	商務員	商務員	商務員	計量検査主任	庶務係長	商務員	係長	庶務係長	所長	主幹	任長	庶務係長	庶務係長	
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "

農產加工所	畜產試驗場	病害虫防除所	經營伝習農場	農業講習所	農業試驗場	農產物北九州あつ旋所	地方農林振興局	県立病院	衛生研究所	獣科衛生士学院	事務長	事務次長	事務長	事務次長	
長	次長	長	次長	長	次長	長	長	長	次長	長	長	次長	長	長	
長附設事業所の所長	次長	長	次長	長	次長	長	長	長	次長	長	次長	長	次長	長	次長
長	次長	長	次長	長	次長	長	長	長	次長	長	次長	長	次長	長	次長
長	次長	長	次長	長	次長	長	長	長	次長	長	次長	長	次長	長	次長



水産試験場	工業試験場	蚕業試験場	中小家畜試験場	畜産試験場	農産加工所	果樹試験場	農業試験場
場長	場長	場長	場長	所長	長	長	長
特別研究員	分場長	特別研究員	科長	科長	科長	特別研究員	特別研究員
"	"	"	"	"	"	"	"

組織名 衛生研究所	職名 所長	等級別表			
		一等級	二等級	三等級	四等級
科別研究員	職名 研究員	科長	研究員	研究員	研究員
		研究員	研究員	研究員	研究員

本警察部	課長補佐係	長吏員相当職	書記、技手及び他の等級に属さない職
警察署			
警察学校			

注 一 四等級の職のうち企業診断員、農協指導検査主任、普及指導主事、専門技術員、東京事務所行政連絡員、県印刷所所長、農産物北九州あつ、旋所長、農業改良普及所所長、蚕業指導所所長、大阪事務所商務員、計量検定所、計量検査主任、高等学校(盲、ろう、養護学校を含む。以下この注において同じ。)事務長、県議会事務局長補佐及び監査委員次長の職にある者については、人事委員会の承認を得て三等級に格付けすることができる。

二 四等級の職のうち一に掲げる職以外の職にある者については、特に人事委員会の承認を得て三等級に格付けすることができる。

別表第五を次のように改める。

25 昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可)

課 (技術吏員をもつてある職)	係 (技術吏員をもつてある職)	中央病院薬剤長	
		一等級	二等級
		厚生病院薬剤長	

課 (技術吏員をもつてある職)	係 (技術吏員をもつてある職)	中央病院薬剤長	
		一等級	二等級
		厚生病院薬剤長	

に改め 同表に次の注を加える。

別表第七中

職員診療所	保健所	医療職給料表(一等級別区分表)			
		組織名	等級	一等級	二等級
知事部局	立病院	院	職名	院長	副院長
整 肢 学 園	園	長	職名	医室長	医師
		長	職名	長	長
		所	職名	長	長
		長	職名	長	長
		歯科医師	歯科医師	歯科医師	歯科医師

別表第六を次のように改める。

別表第六 医療職給料表(一等級別区分表)

00543  
昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可) 24

注 三等級の職のうち分場長、科長及び室長の職にある者については、人事委員会の承認を得て二等級に格付けすることができる。

警察本部		林業試験場
科学捜査研究室	教育研究所	場長
		所長
		所長補佐
		係長
		科長
		研究員
		主任
		学芸員

昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可)

米米米米岩鳥境米米東倉倉倉八八八八八鳥鳥鳥倉倉  
子子子子子子伯吉吉吉頭頭頭頭取取取吉吉  
市市市市市市北市市市郡郡郡郡郡郡市市市市市  
立立立立法立立立立立立立家原東頭校立立立立立  
美弓第第一西浜境名方成立鶴倫德立立立正松進中  
保浜三二一中中小小小小小育河八智若小小小学  
中中中中中中中学校学学学学学学学学学学学学学  
学学学学学学組校校校校校校校校校校校校校校校  
校校校校校校校校校校校校校校校校校校校校校校  
校校校校合特特特特特特特特特特特特特特成  
特特特特立特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊  
特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊特殊

一中学校特殊学級

教諭、助教諭及び常勤の講師

百分の四

勤務所	職員	調整率
鳥取県立鳥取市立鳥取県立鳥取市立鳥取市立鳥取市立皆白皆皆浜兎皆生皆皆	校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手及び寮母	百分の八

昭和38年5月1日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第45号 (第3種郵便物認可) 26

注 二等級の職のうち家畜保健衛生所所長の職について、人事委員会の承認を得て一等級に格付けすることができる。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和三十八年五月一日

鳥取県人事委員会規則第二十四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

(人事委員会が認めることのできるものに限る。)

所長

長

次所長

長

レントゲン主任

獎徳学校  
皆成学園

教育に直接從事する教護員及び園長の職にある者を除く。  
並びに教育に直接從事する主任

百分の四

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則を  
ごとに公布する。

昭和三十八年五月一日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰牛

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の勤務時間に関する規則の一部を  
改正する規則

職員の勤務時間に関する規則の一部を  
改正する規則 (昭和二十六年十二月鳥

取県人事委員会規則第十号) の一部を次のように改正す  
る。

(勤務時間)

第二条 職員の一週間についての勤務時間は、次のとお  
りとする。

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 一般職の職員 (第二号及び第三号に掲げる者を除く。) | 四十四時間 |
| 機動隊に勤務する警察官                | 四十八時間 |
| 外勤勤務に從事する警察官               | 五十時間  |
| 毎日勤務者                      | 四十一時間 |

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便印・発行日 火・金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
(定価 一部月額 二五〇円 (配送料共一 所